

## 総合計画

## 1 総合計画とは

- 1 地域づくりの最上位計画
- 2 総合的・計画的行政運営の指針
- 3 住民・民間活動の指針
- 4 国・道など関係機関が尊重すべき計画

## 2 旭川市の取組

## 第7次旭川市総合計画 (H18～H27)

## 基本構想

～本市の振興発展の将来図とこれを達成するために必要な施策の大綱(10年)

都市像

人が輝く 北の文化のかおる まち

基本目標

まちの方向性に関する基本目標

自治の運営に関する基本目標

愛着と誇りを持ち、  
市民が活躍するまち人のやさしさとやすら  
ぎを実感するまち人が行き交い、元気な  
経済が展開するまち市民主体の健全で  
公正な自治の運営

## 基本計画

～基本構想に沿って具体的な都市発展、市民生活の向上等を図るための基本的方策(10年 5年見直し)

重点目標

自律した地域コミュニティが展  
開されるまちにします市民自らが安心をつくり、健康  
に暮らせるまちにします魅力のある地域産業が育ち、  
活気に満ちたまちにします市民の主体的な自治によるまちづ  
くりを行います市民が生きがいをもちながら、  
地域社会の担い手として活躍す  
るまちにしますうるおいのある暮らしと豊かな  
自然を育むまちにします都市機能と生活環境が充実し  
たまちにします地域特性と資源の活用によるまちづ  
くりを行います次代を担う人材を育てるまちに  
します健全な財政運営によるまちづくりを  
行います市民の負託に的確に応える行政運営  
によるまちづくりを行います

成果指標～重点目標の達成状況を客観的に図る目安、尺度(町内会加入率、年少人口割合など)

施策の方向

基本的方向

## 推進計画

～基本計画に示した政策・施策の方向に基づき、目標を達成するための最適な手段として、施策・事業を選択し、重点化する仕組み(3年)

- ・目標を達成するための手段
- ・施策・事業の選択(重点化)

## 3 総合計画策定の根拠

## 「地方自治法第2条第4項」

市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本的な構想を定め、これに即して行うようにしなければならない。

平成23年の「地方自治法」改正により、義務付け廃止

何らかのまちづくりの指針が必要